## 国土交通省京浜河川事務所 多 摩 出 張 所 長 殿

住 所 東京都調布市上石原 3-33-26-302

団 体 名 二本松自治会

代表者氏名 (会長) 荒井 清勝

連絡責任者 荒井 清勝

電 話 080-5071-1944 (当日の連絡先:070-5014-8249)

## 河川の一時使用届

下記の通り河川敷地の一時使用について届出ます。

記

直上	
河川の名称	多摩川水系 多摩川 左岸
使用場所	東京都調布市上石原 3 丁目 二本松南公園先
使用目的	多摩川河川敷地の清掃作業及び清掃作業後のゴミー時置き
使用器具類	ゴミはさみ
期間	自) 平成 24 年 1 月 28 日 13 時~ 河川敷清掃日
	至) 平成 24 年 1 月 30 日 12 時
使用人員	約 130 人 (子供含む)
遵守事項	本件の使用が他の河川利用者に優先するなどの権利は一切発生するものではな
	いことを承知し、河川の使用にあたっては、以下の事項を遵守します。
	1. 河川内を使用する場合は、河川に関する法令の規定を遵守します。
	2. 他の河川使用者の利用に対し、十分注意します。
	3. 使用後は現状回復を行い、ゴミを持ち帰るなど清潔の保持に努めます。
	4. 火気の使用にあたっては直火は禁止とし、また十分注意を払い、
	必要がある場合には、事前に消防署に届け出ます。
	5. 周辺住民等から苦情が出た際は、速やかに届け出をした者の責任において
	処理します。
	6. 河川管理施設等に損害を与えた時、あるいは第三者に損害を与えた場合は
	速やかに出張所長に届け出て、その指示に従います。
	また、原状回復までに要する費用は全て届け出をした者が負担対応します。
	7. 河川内への車の乗り入れは、しません。
	8. 使用者は、気象情報に注意し、出水等の恐れがある場合は、自らの責任に
	おいて対処します。
その他	1. 調布市環境政策課宛の「地域清掃申請書」添付。
	清掃地域は、「多摩川クリーン作戦」と同一地域
	2. 清掃作業後のごみを、ごみ回収の1月30日朝まで若宮神社通りと多摩川
	土手の交差する所の土手上に仮置き致します。